

非旅客船を使用する内航一般不定期航路事業 申請案内

1. 登録が必要な場合

非旅客船(旅客定員が12人以下の船舶)により人の運送をする場合

2. 登録申請書の提出

登録申請書は、**事業開始前まで(概ね30日前)**に主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸に提出して下さい。

当該所在地を管轄する運輸支局または海事事務所がある場合には、その支局等を経由することができます。

3. 提出部数

正本1部(本局用)+副本1部(支局等用、コピー可)とします。

支局等を経由しない場合は、1部で結構です。

4. 提出書類

- ・内航一般旅客不定期航路事業登録申請書
- ・航路図又は水域図
 - ※**図面水域上に航路を線引き(色付)し、航路距離、運航時間、航海速度を記入すること。**
- ・事業の用に供する係留施設、水域施設、陸上施設等の使用権限を有している旨の誓約書
- ・使用船舶明細書(第1号様式)
- ・船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書(写し)
- ・船舶検査証書(写)
- ・船舶検査手帳(写)
- ・用船契約書等(写)(自己所有船でない場合)
- ・船客傷害賠償責任保険証券(写)
 - ※**旅客1名につき保険金額が5,000万円以上であること。**
- ・海技免状・小型船舶操縦免許証の写し
 - (使用船舶を操船する者(船長・航海士等)の有効な免状・免許証)
 - ※**小型船舶免許については、航行区域に応じた特定操縦免許が必要です。**
- ・登録拒否要件に該当しない旨の誓約書(法人・個人)
- ・法人である場合は、定款及び登記事項証明書

5. 運賃及び料金、運送約款の公示

棧橋、待合所等には利用者が見やすいように掲示し、船内には備え付けて利用者の要求により閲覧できるようにしなければなりません。

6. 登録申請書に記載した事項の内容を変更したとき

登録申請の内容を変更したときは、変更後の速やかに「内航一般不定期航路事業変更届出書」

の提出が必要となります。

◆変更届が必要な場合(例)

航路を追加、廃止したとき、使用船舶を変更したとき、住所及び代表者を変更したとき

7. 事業を廃止するとき

事業を廃止しようとするときは、**廃止の日の30日前まで**に「内航一般不定期航路事業廃止届出書」の提出が必要となります。

8. 事業を譲渡するとき(譲渡譲受・合併分割・相続)

事業の譲渡及び譲受しようとするとき、事業を経営する法人の合併及び分割しようとするとき、事業を営んでいた者が死亡した場合、相続人が被相続人の行っていた内航一般不定期航路事業を引き続き営もうとするときは、「内航一般不定期航路事業承継申請書」の提出が必要です。

※内航一般不定期航路事業を経営する法人が内航一般不定期航路事業を行わない法人を合併する場合又は分割により内航一般不定期航路事業を承継させない場合は、申請は不要です。

9. その他必要事項

上記手続きの他に、事業開始や変更の際には、**安全管理規程設定(変更)届出書、安全統括理者選任(解任)届出書、運航管理者選任(解任)届出書**が必要となります。

(提出先:海上安全環境部運航労務監理官)

・関東運輸局ホームページを参照して下さい。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kaijou_annzen/anzen_management/index.html

《お問い合わせ先》

関東運輸局 海事振興部 旅客課 旅客船係

電話(旅客課直通):045-211-7214

メールアドレス:ktt-kai-ryo@ki.mlit.go.jp